

事業名	低所得子育て世帯等への食料支援
ここがポイント	・ 物価が高騰している現状において子育て世帯に対して即効性のある食料支援を実施 ・ 区独自の支援策として、給食が提供できない夏休みの食費負担を軽減するため、豊島区内共通商品券をプッシュ型で配付 ・ 「としま子ども若者応援基金」を活用した食料支援
事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など 食料品の価格が高騰し、家庭の経済的負担が増加していることにより、子どもや若者たちの生活に深刻な影響を与えていることから、区独自の即効性のある食料支援を実施する。 2. 目的 給食がない夏休みの長期休暇期間中において、特に経済的負担が増している子どもの食の確保を支援する。 3. 内容 区内在住の児童育成手当受給世帯および 18 歳以下の子どもがいる非課税世帯に対して、区内共通商品券 12 枚(6,000 円分)を配付する。 (1)対象 令和8年7月1日時点で、豊島区に住民登録がある以下の世帯(①、②あわせて約 2,400 世帯) ① 令和8年5月分の児童育成手当を受給している世帯 ② 18 歳以下の子どもがいる非課税世帯 (2)配付方法 ①プッシュ型配付 住民記録や住民税情報、児童育成手当受給情報から対象条件に該当する世帯を抽出し、申請不要で豊島区内共通商品券を配付する ②申請型配付 豊島区に住民税情報がない世帯等、①に該当しなかった世帯から申請を受付し、要件に該当する場合に豊島区内共通商品券を配付する 4. 今後のスケジュール 令和8年8月から対象者抽出・商品券の発送(プッシュ型)および申請を受付 5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上 16,916千円	

事業名	学童クラブ利用者の昼食支援
ここがポイント	・ 1食あたり650円の配達弁当に対し、区が150円を助成し、保護者負担を1食あたり500円、いわゆる「ワンコイン」に軽減 ・ 非課税世帯等には、申請により区が200円を追加で補助し、実質1食あたり300円で利用できるよう支援

事業の内容

1. 事業実施に至った経緯、背景など

- ・ 令和2年から小学校の長期休暇期間中における保護者の弁当づくりの負担を軽減するため、学童クラブ在籍児童を対象に、希望制の配達弁当事業を実施している。
- ・ 昨今、猛暑や物価高騰により、夏休み中の子どもの居場所、食事、健康・生活環境の確保が課題となっている。このような状況を踏まえ、豊島区では「子どもが安心して涼しく過ごせる居場所の確保」と「食支援」を一体的に実施する。

2. 目的

長期休暇期間中における保護者の昼食準備の負担及び経済的負担を軽減し、学童クラブを利用する児童が安心して涼しく過ごせる居場所の確保と食支援を行う。

3. 内容

(1)対象 豊島区立子どもスキップ学童クラブに在籍し、長期休暇期間中に学童クラブを利用する児童

(2)補助額

- ・ 通常1食あたり650円の配達弁当を、区が事業者に150円を助成し、保護者負担額を1食500円とする。
 - ・ 非課税世帯等については、申請により1食あたり200円を追加補助する。
- 保護者は1食500円を支払い、後日、区が200円分を支払うことで、実質1食300円で利用できる。

(3)利用方法

- ① 保護者は、配達弁当事業者の専用ホームページから注文し、クレジットカードで決済する。
- ② 配達弁当は学童クラブに配送され、児童が受け取る。

※ 一律150円の助成については保護者からの申請不要。注文時にあらかじめ1食500円として表示される。
追加200円の補助については要申請。

4. 今後のスケジュール

- ・ 令和8年 7月 学童クラブ登録保護者への周知、夏季休暇分の注文開始
 - ・ 令和8年 9月 利用者から夏季休暇分の補助申請受付、補助金交付
- ※冬休み(12月)および春休み(3月)も同様に補助を実施

5. 事業費 ※第2回区議会定例会補正予算に計上

9,048 千円